

令和5年度 予算案・機構定員の概要

目次

- ・ I 予算案の概要 1
- ・ II 機構定員の概要 4

令和4年12月

個人情報保護委員会

I 予算案の概要

<令和5年度予算案総括表>

(単位：百万円)

| | 4年度 予算額 | 5年度 予算案 | 比較 増減額 |
|--|------------|------------|-----------|
| 個人情報保護委員会 合計 | 3,129 | 3,425 | 295 |
| 1. 改正個人情報保護法の円滑かつ 適切な運用 | 182 | 183 | 1 |
| 2. 事務・権限の拡大に伴う委員会 の体制強化 | 219 | 197 | △22 |
| 3. 国際連携の強力な推進 | 196 | 279 | 83 |
| 4. 個人情報及びマイナンバー制度 における安心・安全の確保 | 147 | 192 | 45 |
| 5. デジタル社会における個人情報 リテラシーを高めるための広 報・啓発 | 145 | 141 | △4 |
| 6. 個人情報保護委員会の運営等 | 2,239 | 2,432 | 193 |

注1) 四捨五入の関係で計数は必ずしも一致しない。

注2) 政府情報システム経費 957 百万円は、デジタル庁に一括計上。

| 区 分 | 令和4年度 予 算 額 | 令和5年度 予 算 案 | 比 較 増 △ 減 額 | 増△減率 |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 個人情報保護委員会 関 係 予 算 | 31.3 億円 | 34.2 億円 | 2.9 億円 | 9.27% |

1. 改正個人情報保護法の円滑かつ適切な運用 1.8 億円（前年同）

(1) 令和3年5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「令和3年改正法」という。）により、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が個人情報保護法に統合されるとともに、地方公共団体の機関及び独立行政法人の個人情報保護に係る全国共通ルールが規定された。個人情報保護委員会は、個人情報保護制度の司令塔として、官民の幅広い主体による地域や国境を越えた個人情報等の適正な取扱いに関する個別の政策や事業活動等の企画立案や実施等において、総合調整や監視監督等の役割を果たすため、各種施策に取り組む。

◇ 国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体の機関及び公的部門・学術研究機関における規律の遵守状況を把握し、各機関の適正な個人情報の取扱いを促進 等

(2) 令和3年改正法が令和5年4月1日に全面施行されることから、その円滑な施行に取り組む。

また、令和4年4月1日に全面施行となった個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。）についても、引き続き、その円滑かつ適切な運用に取り組む。

◇ 令和3年改正法による制度（官民一元化）及び令和2年改正法による制度（漏えい等報告の義務化、仮名加工情報制度の創設、越境移転に係る情報提供の充実等）の周知広報

◇ 次期見直しに向けた個人情報保護に係る継続的な動向把握 等

2. 事務・権限の拡大に伴う委員会の体制強化 2.0 億円(0.2 億円減)

(1) 令和2年改正法及び令和3年改正法により拡大する事務・権限を適切に執行するため、民間事業者や行政機関等における個人情報の取扱いを一元的に監視監督する組織体制を構築する。

また、デジタル技術を活用し、特に遠隔地における実地調査（立入検査）の効率化を推進する。

◇ 個人情報の適正な取扱いの確保のため、計画的に監視監督を実施する

◇ 漏えい等事案の報告について、セキュリティ専門機関も活用し、適切な
対応を行う 等

(2) 個人情報の取扱いに関する問合せに一元的に対応する総合案内所を整備し、
きめ細かく質の高い対応を推進する。

3. 国際連携の強力な推進 2.8 億円 (0.8 億円増)

(1) 安全・円滑に越境移転できる国際環境を構築するため、国際的な枠組みでの
議論や、米国・欧州等の関係各国の機関等との対話等を通じ、D F F T (信頼性
が確保された自由なデータ流通の確保) の発信や連携強化を図る。

また、個人情報保護関連の国際会議への積極的な参加等を通じ、各国との情報
や問題意識の共有を図ることに加え、技術革新や社会的課題等への対応につい
ての世界潮流の把握に努める。

(2) 令和5年度においてはG7議長国として、データ保護・プライバシー機関ラ
ウンドテーブルを主催し、国境を越えた執行協力体制の強化を図るとともに、
議論を通じてD F F Tの取組を強力に推進する。

4. 個人情報及びマイナンバー制度における安心・安全の確保

1.9 億円 (0.5 億円増)

個人情報及び特定個人情報の適正な取扱いの確保のため、行政機関等の検査
を始め、効果的かつ効率的な監視監督に向けた取組の強化を図る等、個人情報
及び特定個人情報の取扱いについて、国民の安心・安全が確保されるよう、各
種取組を拡充する。

◇ 個人情報の漏えい等の事故発生を想定した訓練の実施

◇ 「監視監督システム」のデータ分析手法の品質向上 等

5. デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発

1.4 億円 (前年同)

(1) デジタル社会において個人情報が適正に取り扱われるよう、令和2年改正法
及び令和3年改正法の施行を機に、民間部門、公的部門双方の個人情報保護制
度に関する司令塔として情報発信を行う。

◇ 行政機関、地方自治体、民間事業者や関係団体とも緊密に連携し、各主体
の研修機会での積極的な情報提供や解説動画の配信等、多様なメディア広
報の展開 等

(2) 消費者・生活者を始めとして、広く国民を対象に、個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発活動を公式SNS等により積極的に展開する。

◇ 消費者・子ども等向けコンテンツの充実 等

6. 個人情報保護委員会の運営等 24.3 億円 (1.9 億円増)

個人情報保護委員会の運営に必要な人件費等・事務運営に必要な経費

II 機構定員要求の概要

令和3年改正法の全面施行により拡大する個人情報の取扱いに係る監視監督業務の体制強化等、所要の体制整備を実施

1. 機構要求

審議官1名、企画官1名を設置

2. 定員要求

新規増員のほか、他府省からの振替により必要な体制整備を実施

(令和4年度末定員195名 → 令和5年度末定員221名)